

東日本大震災に対処するための土地改良法の特例 に関する法律の概要

平成23年5月
農村振興局

東日本大震災に係る津波による災害に対処し、早期営農再開を図るため、国等が緊急に行う災害復旧及び除塩並びにこれと併せて行う区画整理等の事業を円滑に実施できることとする等の措置を講じる。

I 概要

(1) 除塩事業の創設

除塩を定義し、これを土地改良事業（災害復旧）とみなすこととする。

(2) 地域の実情に応じた農業生産基盤の復旧

- ① 早期営農再開を図るため、国・県等が、緊急に除塩、農地及び農業用施設の災害復旧の事業を実施。
- ② 国・県等が、災害復旧と併せて、区画整理（農用地造成を含む）、旧施設の改良の事業を申請によらず実施。
- ③ 施設の改良に係る事業計画の2/3以上の同意徴集手続について、一定の場合、土地改良区の同意で足りることとする。

(3) 国庫負担

国庫負担率について、新規に次の措置を追加。

- ① 除塩については、9/10
- ② 区画整理については、現行の1/2に事業に必要な額に応じた大幅な嵩上げ分を加えた率
- ③ 国が災害復旧、旧施設の改良、区画整理等の事業を実施する場合、現行の国庫負担率に事業に必要な額に応じた大幅な嵩上げ分を加えた率

II 施行期日

公布の日から施行